

#### 第404回 五島海区漁業調整委員会

日時：令和6年3月11日（月）9時45分開始

場所：五島振興局4階A会議室 長崎県五島市福江町7番1号

事務局	定刻となりましたので、ただいまから、第404回五島海区漁業調整委員会を開催します。 開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。
熊川会長	（挨拶）
熊川会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	本日は、10名中10名の委員が出席されています。 出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。
熊川会長	これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「太田委員」と「松尾委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	（異議なし）
熊川会長	ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「太田委員」と「松尾委員」をお願いします。
熊川会長	本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問） 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） 第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について（協議） その他（1）知事が行う助言、指導及び勧告に関する運用指針の変更（報告） その他（2）知事管理漁獲可能量の変更（報告） となっております。

熊川会長	<p>それでは、第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問） を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>お手元の資料の2ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いておりますので朗読いたします。</p> <p>（諮問文朗読）</p> <p>（資料説明）</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
熊川会長	<p>ただいま、第1号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。</p>
各委員	<p>漁業期間は3月1日から6月31日までとなっておりますが、許可期間が長くないでしょうか。前からでしょうか。</p>
事務局	<p>もじゃこすくい網漁業の操業期間は前から3月1日から6月31日となっております。</p>
草野委員	<p>昔のもじゃこ漁業は一定の操業期間が設けられており、採捕が少ない場合は期間が延長されていまして。現在の許可の条件では6月31日からの延長はないということでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
吉村委員	<p>6月以降はもじゃこの来遊も少ないので、それ以上延長する必要もないと思います。</p>
熊川会長	<p>他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。</p>
熊川会長	<p>第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>

熊川会長	<p>ご異議もないようですので、</p> <p>第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。</p> <p>以上で、第1号議案を終了します。</p>
熊川会長	<p>次に、第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>お手元の資料の5ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。</p> <p>（諮問文朗読）</p> <p>（資料説明）</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
熊川会長	<p>ただいま、第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。</p>
各委員	<p>（意見、質問等なし。）</p>
熊川会長	<p>他にご意見、ご質問等もないようですので、第2号議案について、採決に入ります。</p>
熊川会長	<p>第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）につきまして、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
熊川会長	<p>ご異議もないようですので、</p> <p>第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） につきまして、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。</p> <p>以上で、第2号議案を終了します。</p>
熊川会長	<p>それでは、第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について（協議） を上程</p>

	<p>します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>お手元の資料の15ページをご覧ください。県知事から協議文が届いておりますので朗読いたします。</p> <p>(協議文朗読)</p> <p>(資料説明)</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
熊川会長	<p>ただいま、第3号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。</p>
草野委員	<p>令和5年度のオリンピックは五島海区に不利な状況にあったため、長崎県海区漁業協同組合長会会長会ではオリンピックの見直しのお話をしました。ただ、長崎県海区漁業協同組合長会会長会にはクロマグロと関係があまりない海区もあり、長崎県海区漁業協同組合長会会長会でのクロマグロの審議は疑問があります。</p> <p>各海区の漁業調整委員会で審議して、更に連合海区漁業調整委員会もあるので、そこでしっかり、真剣に審議すれば良いと思っております。</p>
熊川会長	<p>長崎県海区漁業協同組合長会会長会中で今のお話があったのでしょうか。</p>
草野委員	<p>長崎県海区漁業協同組合長会会長会ではオリンピックのお話がありました。どの委員も自分の都合のいいように発言します。例えば、対馬はまだ獲りたい、県北は枠がないのでオリンピックで獲りたいといった意見が出されました。</p> <p>五島海区は他海区より漁獲開始時期が遅れるので、オリンピック方式はどうしても不利となります。長崎県海区漁業協同組合長会会長会では、2月と3月の2回に分けてオリンピックを実施した方が良いとの意見を述べました。</p>
熊川会長	<p>先程事務局の説明の中で、今のような意見が長崎県海区漁業協同組合長会会長会の中であったということで、今後、オリンピックの実施方法については再検討もあるということですね。</p>
事務局	<p>会長のご意見のとおりです。</p>

草野委員	<p>吉村委員が長崎県海区漁業協同組合長会会長会の会長であった時も、この話が出て、五島海区としては今のオリンピックについて100%納得している訳ではありません。</p> <p>本来なら、漁業調整の問題でもあるので、長崎県海区漁業協同組合長会会長会ではなく、漁業調整委員会で審議すべきと思います。</p>
吉村委員	<p>長崎県海区漁業協同組合長会会長会の中ではクロマグロと関係のない海区もあります。本来、マグロについては海区漁業調整委員会の場で調整をしていった方が良いと思います。長崎県海区漁業協同組合長会会長会はクロマグロのことを真剣に考えているのか、と疑問に思います。</p> <p>もう一点確認したいことがあります。もう年度末の3月であります、五島のクロマグロについて、超過が生じているか否かについてお聞きしたいです。</p>
事務局	<p>漁獲枠の消化状況は、事務局の方で毎日チェックしていますが、五島海区でも超過は生じていません。</p>
吉村委員	<p>過去には、漁獲枠の超過がありました。</p> <p>今年はどうなのかな、と思いお聞きしました。</p>
草野委員	<p>全体枠に対して、毎年、獲り残しも出ていました。未消化を無くすために、オリンピック方式を始めておりますが、先にマグロが獲れる地区がどうしても有利になります。</p>
事務局	<p>草野委員のご指摘のとおり、五島は3月頃から本格的に獲れ始めますので、オリンピックが2月開始だと、対馬・壱岐が獲れるので有利で五島海区にはどうしても不利な時期になっているような状況がございます。</p>
吉村委員	<p>北松海区は元々配分量が少なく、毎年超過をしていました。どうかしたら、来年度の配分量に影響を与えるような状況でした。こういった話がありましたので、今年はどうなのかと思いました。県全体で、超過はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>県全体でも、配分量からの超過はありません。</p>
太田会長 代理	<p>例えば小型魚は当初配分量から、海区間とも当初配分量を超えていないということでしょうか。それとも、調整が行われた結果、超過が生じてい</p>

	ないのでしょうか。
吉村委員	県全体で調整を行っております。オリンピック方式は未消化の配分枠を持ち寄って実施しております。
事務局	吉村委員のご指摘のとおり、未消化の配分枠を持ってないとオリンピックに参加できません。
吉村委員	配分枠を余らせたなら、来年度の水産庁の配分にも影響してくると思います。
事務局	ご指摘のとおり、残せば良いという訳ではなくて、もちろん消化もしないといけませんので、その辺りのバランスが難しいところがあります。
草野委員	<p>クロマグロの 1.5 kg未満は採捕しないようにとの指導があっておりますが、オリンピック期間中に対馬海区では 1.5 kgサイズを出荷していました。オリンピック期間中はクロマグロの相場も崩れます。</p> <p>オリンピック期間中に本来定めている 1.5 kg未満を 2.0 kg未満へ引き上げて良いのではと、いう気持であります。</p> <p>実際、五島漁協では 2 kg未満を採捕しないようにという指示を出しておりますが、他所が 1.5 kgサイズを出荷しておりますので、五島漁協も 1.5 kgサイズを出荷させれば良いではないか、との意見が出ております。相場も下がりますし、漁獲枠が設置されている中で、県全体として、調整委員会として、2.0 kg未満へと引き上げた方が良いのかなと思います。</p>
有川町漁業協同組合委員	有川町漁協は配分枠が少ないため、オリンピックに助けられている所はあります。その中で管理をしている。1.5 kgサイズを持ってくる者はいるが、その時点では受け取らざるを得ません。それを考えると草野委員が言われるように 2.0 kg未満を出荷しないような決まりにするような方向が良いと考えております。オリンピックでは 1.5 kgサイズの漁獲が積み上がっていくことになるので。
草野委員	定置は難しいところがありますが、曳縄は逃がそうと思えば逃がせませす。曳縄漁業者に逃がすのを求めるのは忍びないですが、五島海区として決めて、他所へ発信してはどうでしょうか。
熊川会長	五島海区で決めるのは、五島の組合長会で決めれば決められるということでしょうか。

草野委員	組合長会だとあくまで、申し合わせになります。
熊川会長	<p>クロマグロのサイズについては2通りの方法が考えられます。1つは、五島海区組合長会で五島海区は2 kg以上と決めて、それが模範になって広がって貰いたいというやり方です。</p> <p>もう一つは、この委員会としては、県の方に1.5 kg未満を2 kg未満へ引き上げる旨意見を取りまとめて、要望するというものです。</p>
草野委員	今回の意見の内容は県の方には議事録を通して伝わっていくと思います。
高山委員	1.5 kgサイズを2 kgサイズへ上げるタイミングを考えていただきたいです。五島海区で獲れ出す時に、2.0 kgサイズまで大きくなっておらず、サイズが合わないことがあります。
草野委員	少なくともオリンピック期間中はやっても貰った方が良いでしょう。
事務局	オリンピック期間に限定すると、ということでしょうか。
草野委員	はい。今年のオリンピックで対馬が1.5 kgサイズを福岡魚市に多量に出しております。対馬海区はオリンピック開始前の消化率93%、この状況で行っております。
田端委員	今年のオリンピックは、いつ終わりましたか。
事務局	今年のオリンピックは2月16日で終了しました。去年は2月末頃までありましたので、今年の終了は早かったです。
熊川会長	今までの審議を取りまとめると、当委員会には県全体を2.0 kg以上とする権限はないので、とりあえずオリンピック期間中は、2 kg未満を採捕しないことを当委員会として、県へ要望することよろしいでしょうか。そういう意見があったということでは無くて、要望をするということ。その上での採決になります。

各委員	異議なし。
有川町漁業協同組合委員	サイズを大きくするという事は資源管理の上からも良いことだと思います。
事務局	内容を再度ご確認ください。 当委員会として、オリンピック期間中はクロマグロ 2.0 kg未満を採捕しないことを要望する。以上でよろしいでしょうか。
高山委員	オリンピック終了後は、その枠では 1.5 kgサイズは獲って良いということですね。
事務局	クロマグロ 2.0 kg未満を採捕しないことの要望は、オリンピック期間に限定した話です。
草野委員	オリンピック期間を除いた期間は、各漁協の判断で良いということです。
熊川会長	当委員会として、オリンピック期間中のクロマグロの採捕は 2.0 kg以上に設定することを県へ要望するという事で、採決に移りますがご異議はありませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について(協議)につきまして、原案どおり策定して差し支えない、なお当委員会として、オリンピック期間中はクロマグロ 2.0 kg未満を採捕しないことを要望する旨、回答することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、 第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について(協議)につきまして、原案どおり策定して差し支えない、なお当委員会として、オリンピック期間中はクロマグロ 2.0 kg未満を採捕しないことを要望する旨、回答することにご

	<p>決定します。</p> <p>以上で、第3号議案を終了します。</p>
熊川会長	<p>続いて、その他の件、</p> <p>(1) 知事が行う助言、指導及び勧告に関する運用指針の変更(報告)について、事務局の説明を求めます。</p>
熊川会長	<p>ただいま、その他(1)について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。</p>
草野委員	<p>まいわし対馬暖流系群についての説明がありましたが、定置に大量入網した場合、どのような対応になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>定置には中型まき網漁業のように漁獲枠が設定されていません。</p>
熊川会長	<p>まいわしは漁業種類ごとに漁獲枠が設定されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>中型まき網は漁獲枠が設定されております。配布資料の63ページをご覧ください。令和6年におけるまいわしの漁獲可能量の配分数量一覧表を載せております。その他2で説明する予定でしたが、</p> <p>先に説明しますと、令和6管理年度では国から漁獲枠が追加配分され、長崎県枠は164,00トンから32,000トンに増加しております。そのうち中型まき網漁業の漁獲枠が30,340トン設けられております。</p> <p>長崎県枠から中型まき網漁業の漁獲枠と県留保枠を引くと、残りの枠は60トンということになります。定置の場合はその数量があてられます。</p> <p>また、県の留保枠でも調整します。まいわしの場合はどうしても中型まき網の漁獲割合が高いため、漁獲枠が設定されている状況にあります。</p>
草野委員	<p>県の留保枠を定置にあてていただきたいと思います。まき網は狙って漁獲しますが、定置は狙っていなくても入網する漁業種類です。また、定置漁業についても漁獲枠を設定していただきたいと思います。</p>
有川町漁協漁協	<p>まいわしに関して、現場の状況としては、まき網関係が全部漁獲して、冷蔵庫がパンク状態となっております。</p>
草野委員	<p>今後、ブリのTACも始まろうとしているが、まき網以外の漁業種類にも配慮していただきたいと思います。</p>

事務局	ご意見があること承知しました。
熊川会長	続いて、その他の件、 (2) 知事管理漁獲可能量の変更(報告)について 事務局の説明を求めます。
事務局	お手元の資料の53ページをご覧ください。 (資料説明) 以上で説明を終わります。
熊川会長	ただいま、その他(2)について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
草野委員	先ほども意見を述べましたが、定置漁業にもまいわしの漁獲枠を設けていただきたいです。
事務局	ご意見があること承知しました。
熊川会長	最後に、その他に事務局から何か報告等はありませんか。
事務局	1点お知らせがございます。お配りしているA4の資料の その他 五島海区漁業調整委員会指示に関するアンケートの実施についてと書かれた資料をご覧ください。 今から報告するのは五島海区で出されている委員会指示についてです。五島海区漁業調整委員会指示として発動されているものの1つに、「五島海区における遊漁者のアミを使用する撒餌釣についての制限」があります。指示の内容は、「1. アミ撒餌釣により水産動物を採捕する者は、あらかじめ本委員会(この調整委員会)の承認を受けなければならない。」「2. 委員会により承認を受けた者は、関係漁業協同組合が定める地区ごとの遊漁規程にしたがわなければならない。」となっております。つまり遊漁者が五島でアミ撒餌釣りをする場合、この調整委員会の承認を受けなければならないという内容となっております。 近年、アウトドアレジャーとしての魚釣りが人気となっており、海業を絡めた地域振興の動きも見られております。このような状況から、この委員会指示について、まずは五島管内の漁協に対してアンケートを実施し、アミ撒餌釣りの現状や委員会指示に対してのご意見を伺おうと考えており

	<p>ます。</p> <p>この委員会指示は五島海区の調整委員会から出されていますので、アンケートを実施する前に、ご意見をお伺いしたいと思います。</p>
草野委員	委員会指示を撤廃してほしいという要望があるのでしょうか。
事務局	委員会指示を撤去してほしいという要望はありません。
草野委員	委員会指示があるから今の遊漁の秩序が守られております。今トラブルが起こっていないようでしたら、わざわざ変更する必要はないのではないかと思います。
事務局	この委員会指示を撤廃するのではなく、例えば可能な数量のアミ撒餌を設けるなどで、実情に合わせた形で検討できないかということで、漁協へ意見を伺うためにアンケートできないかと考えております。
熊川会長	全漁協で遊漁規程を設定しているのでしょうか。
吉村委員	漁協によっては設定しているところもあります。遊漁規程の内容はアミ撒餌の使用制限などがあります。例えば、あこや真珠の漁場ではアミ撒餌を禁止しているところもあると思います。チヌが集まってきて、かごを破るなどの被害がありますので。
松尾委員	委員会指示は遊漁者のみ適用されるのでしょうか。
事務局	その通りです。
草野委員	この委員会指示を緩和すると遊漁の秩序が乱れる可能性がありますので、委員会指示は変更せずに残しておくべきだと思います。したがってアンケートも実施する必要がないと思います。
川上委員	遊漁船業者のアミ撒餌釣りを制限しないといけないと思います。男女群島でも釣り客が使いきれなかったアミ餌を磯に放置し、磯の汚染や悪臭も見られている。
高山委員	私も委員会指示は残しておくべきだと思います。併せて漁協も遊漁規定を設定するべきだと思います。若松漁協は何年か前に遊漁規程を定めていましたが、おそらく遊漁者は把握していないと思われます。
熊川会長	委員会指示については委員の皆様から、見直しを行うべきではないとの意見が出されましたが、アンケートについては実施しないということによ

	ろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、五島海区漁業調整委員会指示に関するアンケートについては実施しないということで決定します。
熊川会長	他に事務局から何か報告等はありませんか。
事務局	<p>次回の開催予定は3月下旬の予定です。</p> <p>主な議案は、新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）を予定しています。</p>
熊川会長	このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	（質問、意見等なし。）
熊川会長	<p>他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。</p> <p>お忙しい中のご出席、ありがとうございました。</p>